

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 14 項の規定により公表する。

令和 4 年 3 月 1 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

記

第 1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

## ○定期監査

【令和4年2月7日付け上監委第30号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>○ 消防施設整備事業</p> <p>前回定期監査指摘事項として、消防施設整備事業における購入物品の備品登録漏れについて、平成24年度定期監査以降、不適切な管理状況が続いていることに関して改善するよう言及した。しかし、今回監査においても令和2年度に購入した備品3件中1件が、納品から1年以上経過して備品登録されており著しく遅れている状態であった。</p> <p>これは、今回監査に当たり備品台帳を再度確認したところ、前任者の失念による登録漏れであることがわかり登録を行ったものであった。</p> <p>令和3年度に購入した物品についてはすべて速やかに備品登録されているが、平成30年度の前回定期監査以降も前述のとおり著しい遅れが見受けられることから、引き続き備品登録を徹底し、適正な物品管理を行うよう改められたい。</p>	<p>○改善・対応措置</p> <p>・令和2年度に購入した消防備品について、確認を行ったところ、3件中1件が未登録であったため、備品台帳に登録を行った。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和3年11月25日】</p> <p>・令和3年度は、備品を購入後、速やかに備品台帳へ登録しており、今後も登録が遅れないよう、適切に登録する。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和4年2月7日】</p>
	<p>○再発防止措置</p> <p>・備品を購入する際、担当は別紙「物品購入チェックリスト」を物品毎に作成し、備品購入事務の進捗管理を行う。また、支出命令票起票時にチェックリストと合わせ、検収後に登録を済ませた備品台帳の写しを添付することで、担当、係長、管理職（決裁者）の複数の職員で登録漏れがないか確認することとした。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和4年2月7日】</p>

# 物品購入チェックリスト

物品名： \_\_\_\_\_

数量： \_\_\_\_\_

使用場所： \_\_\_\_\_

項目	日付	確認欄	
		係長	担当
経費執行伺起票	令和 年 月 日		
物品納入期限	令和 年 月 日		
見積依頼	令和 年 月 日		
支出負担行為起票	令和 年 月 日		
物品検収	令和 年 月 日		
備品台帳登録	令和 年 月 日		
支出命令票起票	令和 年 月 日		
支払い予定日	令和 年 月 日		

※ 物品購入時に、物品毎に作成する。

項目毎に日付を書き込み、書類と合わせて担当及び係長が確認する。

支出命令票の決裁時に、備品台帳写しと合わせチェックリストの確認を受ける。